

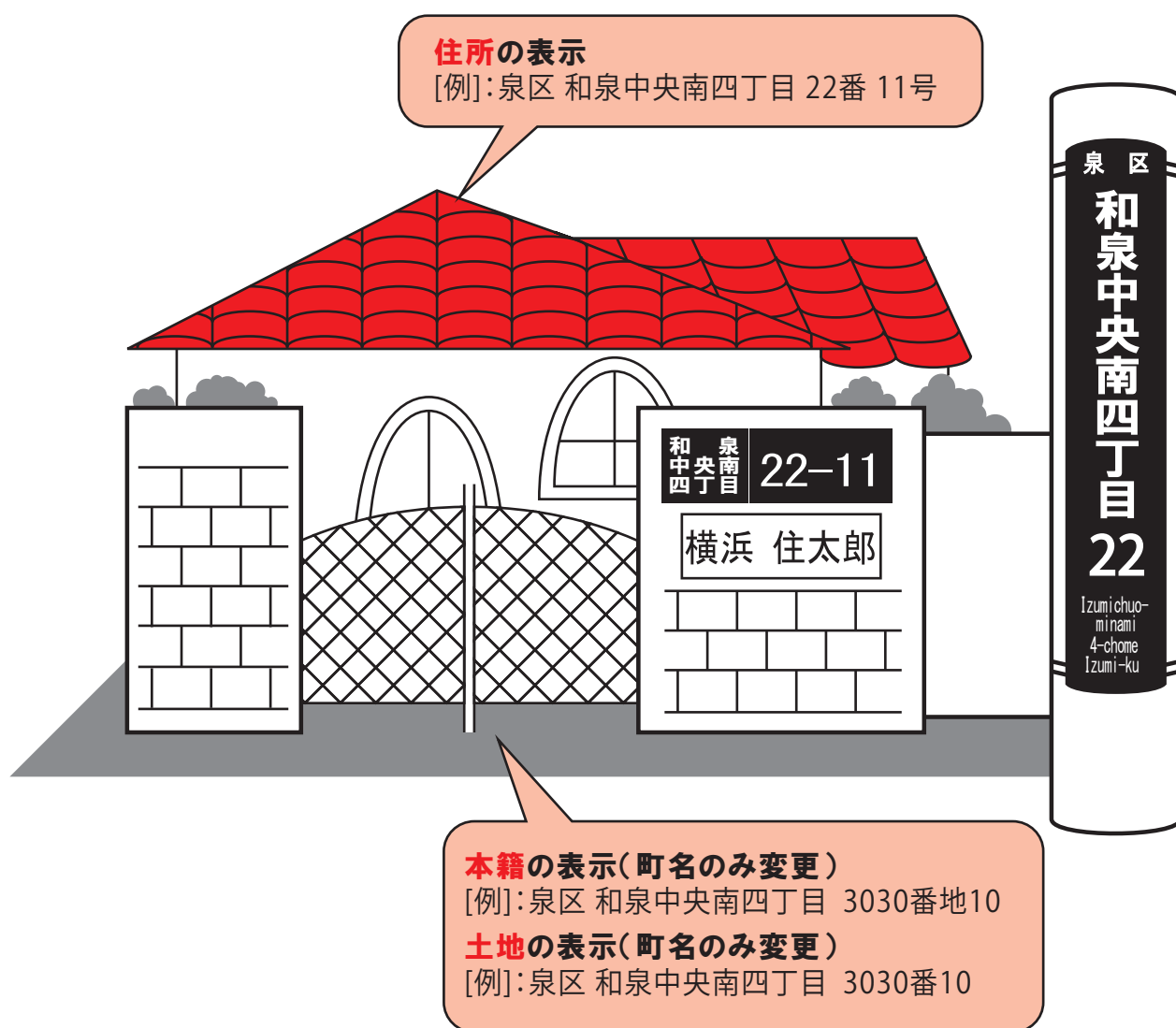
住居表示のしおり

和泉町第四次地区 (和泉中央南四・五丁目)

平成27年 (2015年)

9月7日(月)から

住所の表し方が変わります。



●問合せ先

横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当

☎ 671-2310・2320・2321

FAX 664-5295

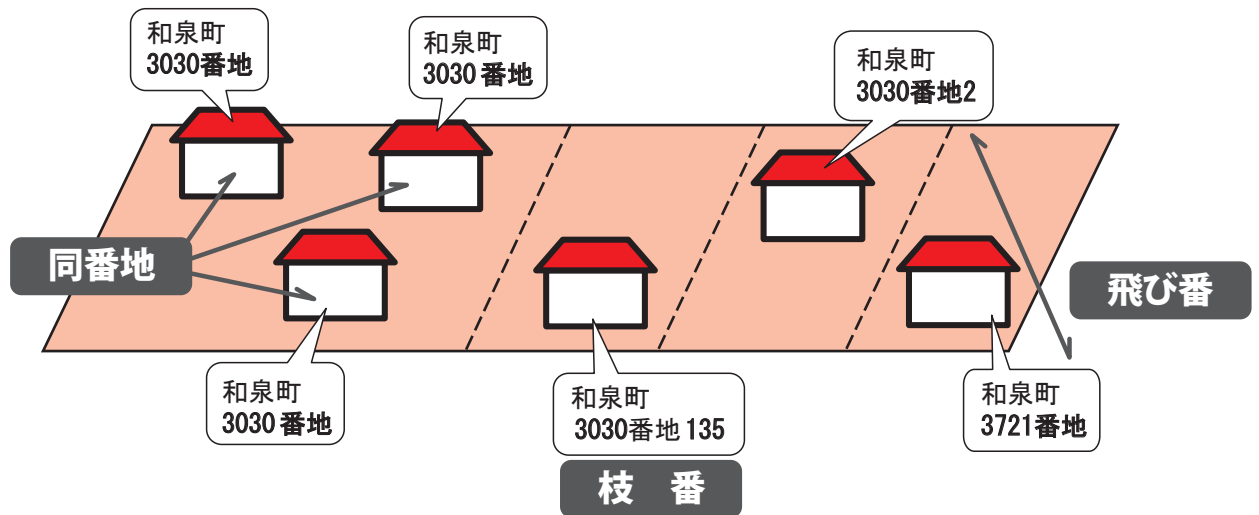
はじめに

現在、和泉町では「地番」（土地を管理するために付けられた番号）を用いて住所を表していますが、1つの土地に複数の家が建つと同じ住所となります（同番地）。また、土地の売買などに伴って分筆や合筆が行われると、分筆の順に「枝番」が付けられたり、合筆で地番がなくなることによって「飛び番」が生じるなど、建物の並びと合わなくなるため住所として分かりづらくなります。このため、住所から場所を特定することが難しくなり、郵便物の誤配や緊急車両の到達の遅れが生じる恐れがあります。

そこで、住所を分かりやすくするために、「住居表示」を実施することになりました。

これに伴って、平成27年9月7日から、住所や事業所などの所在地の表示が、後日別途お届けする「通知書」のとおり変更されます。実施日以降は、新住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。


※分筆…土地を分割すること
合筆…複数の土地を合わせて1つにすること



<目次>

◇ このしおりと一緒にお届けしたもの	3
◇ 別途、郵便でお送りするもの	4
◇ 住所などの変更例	5
◇ 住所の変更手続について	6
・手続が不要なもの	6
・手続が必要な主なもの	7
【各種手続の詳細】	
・運転免許証の手続	11
・不動産登記の手続	13
◇ よくある質問	15
◇ 関係機関のご案内	17

このしおりと一緒にお届けしたもの

<p>新旧対照案内図</p>	<p>住所案内用の地図です。各建物の旧住所（黒い数字）と住居表示実施後の新住所（赤い数字）が分かるようになっています。</p>
<p>町名板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)</p>	<p>住所をお知らせするための表示板です。(青いアルミ板) 門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けてください。(専用ボンド同封) ※集合住宅(アパート・マンション・団地)等は、管理者または所有者にお届けします</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>郵便番号変更のお知らせ</p>	<p>郵便番号変更のお知らせチラシです。住居表示実施に伴い、郵便番号も変更となります。 ※横浜泉郵便局(☎805-4888)からのお知らせです</p> <p>【新しい郵便番号】</p> <p style="text-align: center;">〒245-0023 (和泉中央南)</p>
<p>お知らせ用はがき (1世帯に50枚)</p>	<p>新住所を友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。(送料無料) 新住所と名前をご記入の上、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。宛先が異なっても構いません。 必要に応じて枚数を追加できますので、詳細は、横浜泉郵便局(☎805-4888)、横浜中和田郵便局(☎803-2300)、横浜和泉南郵便局(☎802-3733)にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">旧住所で差し出された郵便物も1年間は必ず配達されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 1211 842 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">通信事務郵便</p> <p style="text-align: center;">日本郵便株式会社 横浜泉郵便局</p> <p style="text-align: center;">住居表示のお知らせ</p> <p style="text-align: center;">245:879:9 (あなたの住所にも郵便番号を)</p> </div> <div data-bbox="858 1211 1209 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">住所変更のお知らせ</p> <p>平成27年9月7日から、住居表示の実施により、下記の方の住所が変更となりますので、お知らせいたします。</p> <p>○実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず新しい郵便番号と住所をご記入ください。 ○住所録をご訂正ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><新しい住所> 郵便番号 245-0023 横浜市泉区和泉中央南四丁目22番11号</p> <p>氏名 横浜 住太郎</p> </div> </div> <div data-bbox="1214 1547 1417 1704" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>ご自身の 新住所と名前を ご記入ください。 (赤字の部分)</p> </div> <div data-bbox="459 1742 692 1816" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>友人や取引先の宛先をご記入ください。</p> </div> <p style="text-align: center;">※ 新住所と名前の記入忘れにご注意ください</p>
<p>不動産登記申請書</p>	<p>不動産所有者の住所変更登記をする際に使用できる申請書です。</p>
<p>地元説明会のお知らせ</p>	<p>住居表示実施に伴う、住所等変更手続に関する地元説明会開催のお知らせチラシです。</p>

※ 法人の方には「会社・法人の変更登記の手引」(「変更登記申請書」入り)を同封しました

別途、郵便でお送りするもの

通知書

〔16歳以上の方
一人につき6通〕

8月中旬に郵送

<イメージ>

横浜 住太郎 様	通知書
	横浜市長 <input type="checkbox"/>
通知書	通知書
	横浜市長 <input type="checkbox"/>

※1枚に通知書3通
(1人につき2枚)

通知書

住居表示に関する法律により、あなたの住居については、次のとおりになりましたのでお知らせします。

氏名又は名称	横浜 住太郎	対象の方それぞれのお名前が印字されていますので、ご確認ください。
住居 居所 施設の場所	横浜市泉区和泉町3030番地10	
	横浜市泉区和泉中央南四丁目22番11号	
住居表示実施期日	平成27年9月7日	

平成27年9月7日
横浜 住太郎 様

横浜市 長

横浜市長印

この通知書は、住居表示変更証明書の代わりに使用できます。

住所の変更についての通知です。このしおりのセットとは別に、**8月中旬に郵送します**。運転免許証や不動産登記など、住所変更の手続（7ページ以降参照）の際に証明書としてご利用ください。（平成27年9月7日以降有効）

※通知書は1人につき6通分あります。住所変更手続の際は、切り取ってご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満で証明書を必要とする方は、**平成27年9月7日以降**に泉区役所戸籍課証明発行窓口（2階202窓口）で「住居表示変更証明書」（無料）をご請求ください。

本籍更正通知書

〔実施地区内に
本籍地がある方〕

9月中旬に郵送
(9月7日以降)

<イメージ>

横浜 住太郎 様
横浜市泉区長 <input type="checkbox"/>
本籍更正通知書

※A4サイズ1通

横浜市泉区和泉中央南四丁目22番11号
横浜 住太郎 様

横浜市泉区 長

横浜市
区長印

本籍更正通知書

氏名	横浜 住太郎 横浜 花子 横浜 一郎
本籍	変更前 神奈川県横浜市泉区和泉町3030番地10
	変更後 神奈川県横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番地10
変更年月日	平成27年9月7日

本籍の変更についての通知です。住居表示実施地区内に本籍地がある方に、**平成27年9月7日以降に戸籍の筆頭者宛に郵送します**。運転免許証（11ページ）など、本籍の変更手続の際に証明書としてご利用ください。

枚数が不足する場合は、**平成27年9月7日以降**に泉区役所戸籍課証明発行窓口（2階202窓口）で「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書）」（無料）をご請求ください。

住所などの変更例

◇「住所」 … 新町名と街区番号(○番)・住居番号(○号)で表します。

●一戸建てなどの場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地 10
町名 番地

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11号
新町名 街区番号 住居番号

●アパートなどの場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地 10 和泉アパート 201号室
町名 番地 方書

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11号 和泉アパート 201号室
新町名 街区番号 住居番号 方書

●マンション・団地などで部屋番号を住所に採用した場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地 10 和泉マンション 201号室
町名 番地 方書

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11-201号
新町名 街区番号 住居番号

部屋番号を住所に用いた場合は、マンション・団地などの名称は方書としてつける必要がなくなります。

◇「本籍」 … 新町名と従来の地番で表します。

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地 10
町名

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番地 10
新町名

町名のみが新町名に変更となります。(番地の部分はそのままです)

住居表示実施後は、住所と本籍の表し方が異なります。本籍の表示を新住所に合わせる表示にしたい場合は、平成27年9月7日以降にご本人が「転籍届」を届け出ることによって、住居表示の街区番号(○番)に変更できます。(15ページのQ6を参照) 手続の詳細は横浜市コールセンター(☎664-2525)または泉区役所戸籍課戸籍担当(☎800-2341)にお問い合わせください。

●転籍を届け出た場合の本籍の例

転籍後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番
新町名 街区番号

住居番号の「○号」は建物に付ける番号(住居番号)なので本籍には表示できません。

◇「不動産(土地・建物)」 … 新町名と従来の地番で表します。

〈土地〉

実施前 横浜市 泉区 和泉町 字桜川 3030番 10
町名 字名 地番

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番 10
新町名 地番

町名のみが新町名に変更され、字(あざ)の表示がなくなります。

〈建物〉

実施前 横浜市 泉区 和泉町 字桜川 3030番地 10
町名 字名 地番

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番地 10 (家屋番号3030番10)
新町名 地番

※ 原則として地番は変わりません。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明書等は、「住居番号」ではなく、「地番」でご請求ください。

住所の変更手続について

住居表示実施に伴い、実施地区内の住所や本籍の表記が変更されます。

原則として、区役所や関係機関で管理する公簿(住民票など)は自動的に書き換わりますので、手続は不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続が必要」とされているものもありますので、「手続が必要な主なもの」(7ページ以降参照)をよくお読みになり、該当する手続をお願いします。

手続が不要なもの

次に挙げるものについては、手続は不要です

区役所で管理する公簿	住民票、戸籍、印鑑登録、税関係 など 印鑑登録証は住居表示実施後も引き続き利用できます。
国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など ※泉区役所保険年金課保険係が交付しているもの	住居表示実施後も旧住所のままで引き続きご利用いただけます。 本人確認資料としてご利用いただいているなど、新住所への書換えを希望する場合は、泉区役所保険年金課保険係に平成27年9月7日以降(後期高齢者医療被保険者証は9月8日以降)にご提示ください。
年金	
国民年金、厚生年金受給権者	日本年金機構が新住所に書き換えます。 ただし、日本年金機構へ住民票コードを届け出していない方や、届出の住所と住民票の住所が異なる方や、事業所の所在地変更は手続が必要です。詳細は横浜西年金事務所(☎820-6655)にお問い合わせください。
国民年金第1号被保険者(自営業者、学生等)	日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。 ※年金手帳は住所変更不要
共済年金加入者	共済組合が新住所に書き換えます。特別な事情のある方は共済組合へご確認ください。
電子証明書(公的個人認証サービス) ※確定申告(e-tax)等をご利用の方	住居表示実施後も、そのままの状態です引き続き利用できます。
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所が記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。 ※都道府県が変わらない本籍変更についても手続不要
公共サービス等	
水道、東京電力、東京ガス、NTT(固定電話)、NHK	市が新住所への書換えを依頼します。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。
郵便	届出は不要です。 ※郵便貯金・保険等は手続が必要です

次に挙げるものに関して、必要に応じて住所等変更手続きをお願いします。

住所の変更手続きには、別途お送りする住所変更の「**通知書**」(4ページ参照)をご利用ください。
枚数が不足する場合や16歳未満の方が証明書を必要とする場合は、**平成27年9月7日以降**に泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)で「住居表示変更証明書」(無料)をご請求ください。

本籍の変更手続きには「**本籍更正通知書**」(4ページ参照)をご利用ください。
「本籍更正通知書」は**平成27年9月7日以降**に戸籍の筆頭者宛に郵送します。枚数が不足する場合は、**平成27年9月7日以降**に泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)で「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(無料)をご請求ください。

該当するものについて、手続きをお願いします。

<自動車関係> 8ページ

- 運転免許証の住所・本籍
- 自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え250cc以下])の使用者・所有者の住所

<不動産・法人登記関係> 9ページ

- 不動産(土地・建物)所有者の住所
- 法人の所在地・代表者の住所

<社会保険> 9ページ

- 国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所

<その他> 9・10ページ

- 住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所
- 在留カード及び特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)の住所
- 各種免許・許可証の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行)と取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所

<自動車関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
運転免許証 の住所・本籍 ※詳細は11ページをご確認ください	泉警察署 (☎ 805-0110) または 運転免許試験場 (☎ 365-3111)	住居表示実施後すみやかに	①運転免許証 ②記載事項変更届 ※泉警察署、運転免許試験場に あります ③通知書 (または住居表示変更証明書) ④本籍更正通知書 (または土地の名称等の変更証 明書) ※③④は提示のみ (必ず <u>原本</u> をお持ちください)
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除く]、 250ccを超える二輪車) の使用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (☎ 050-5540-2035)	通常の場合、 車検・売却等の際に届出 をしていただければ結構 です	①自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ※用紙代20円 ③通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可) ※代理人が手続をされる場 合は、委任状が必要です
軽自動車検査証 の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 (☎ 050-3816-3118)	通常の場合、 車検・売却等の際に届出 をしていただければ結構 です	①軽自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ※用紙代30円 ③通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可)
軽自動車届出済証 (軽二輪自動車 [125ccを超え、250cc以下]) の使用者・所有者の住所	神奈川県軽自動車協会 (☎ 931-4290)	特に期限はありませんが 住居表示実施後すみやか に	①軽自動車届出済証 ②自動車損害賠償責任保険証明書 ③申請書(手続先にあります) ※用紙代40円 ④通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ⑤印鑑 (認印でも可) ※ただし、軽自動車届出済証 の所有者がローン会社やバ イク販売店の名義になって いる場合、所有者の印鑑が 必要です

※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)でご確認ください

※ 125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更手続は必要ありません

泉区役所が新住所に変更します。詳細は、泉区役所税務課軽自動車税担当(☎ 800-2353)へお問い合わせください。

<不動産・法人登記関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所 ※詳細は13ページをご確認ください	不動産の登記先の法務局 ※実施地区内の不動産の管轄は横浜地方法務局戸塚出張所(☎ 871-3912)です	特に期限はありません ※売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時に併せて手続きしても構いません	①不動産登記申請書 ※しおりに同封したものをご利用ください ②通知書(または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出 ③印鑑(認印でも可)
法人の所在地・代表者の住所 ※詳細は「会社・法人の変更登記の手引」(法人にのみ同封)をご確認ください	本店を管轄する法務局 ※横浜市内にある場合は横浜地方法務局法人登記部門(☎ 641-7461)です	住居表示実施日から2週間以内	①会社変更登記申請書 ②通知書(または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出
	支店を管轄する法務局 ※横浜市内にある場合は横浜地方法務局法人登記部門(☎ 641-7461)です	住居表示実施日から3週間以内 ※本店の登記手続きを先に済ませてください	①会社変更登記申請書 ②本店の変更登記を証する履歴事項証明書 ※原則として原本を提出

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)をご確認ください

<社会保険>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所	扶養者の勤務先へご確認ください	住居表示実施後すみやかに	扶養者の勤務先へご確認ください

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)をご確認ください

<その他>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所 ※顔写真無しカードは 手続不要	泉区役所 戸籍課登録担当(2階204窓口) (☎ 800-2345)	住居表示実施後すみやかに	①住民基本台帳カード ※同一世帯員以外が手続する場合は委任状が必要です ※QRコード入りのカードをお持ちの方は手続の際に暗証番号が必要となります
在留カード及び特別永住者証明書の住所	泉区役所 戸籍課登録担当(2階204窓口) (☎ 800-2345)	住居表示実施後すみやかに	①在留カード または 特別永住者証明書(旧外国人登録証明書) ※同一世帯員以外が手続する場合は委任状が必要です

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)をご確認ください

<その他>

内 容	手 続 等
各種免許・許可証 の住所	関係機関へご確認ください
携帯電話等契約者 の住所	契約先へご確認ください
金融機関・保険会社・ 郵便貯金(ゆうちょ銀行) と取引や契約のある方 の住所	取引先・契約先へご確認ください
会社等にお勤めの方 の住所	勤務先へご確認ください
横浜市立小・中学校以外 の学校に通っている方 の住所	通学先へご確認ください

◇主な問合せ先

※ フリーダイヤルは一部IP電話からはつながらない場合があります

携 帯 電 話	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から …… ☎151(局番なし) ・一般電話から …… ☎0120-800-000 ※契約者ご本人様がお電話ください
	a u (KDDI)	総合案内 ・a u 携帯電話から …… ☎157(局番なし) ・一般電話から …… ☎0077-7-111
	ソフトバンクモバイル	ソフトバンクカスタマーサポート ・ソフトバンク携帯電話から …… ☎157(局番なし) ・一般電話から …… ☎0800-919-0157
銀 行	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行コールセンター …… ☎0120-860-777
	みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル …… ☎0120-3242-86
	三井住友銀行	いずみ野支店 …… ☎045-801-1111
	横浜銀行	ハローサービス …… ☎0120-188-824
	ゆうちょ銀行	横浜泉店 …… ☎045-803-8327
	J A 横浜	和泉支店 …… ☎045-802-1284

皆様へのお願い

◇運転免許証の手続について

ご家族の中に、本籍が住居表示実施区域内にあり、お住まいは住居表示実施区域外の方がいらっしゃいましたら、運転免許証の本籍の変更手続が必要ですので、ご案内をお願いします。手続に必要な本籍更正通知書は、**平成27年9月7日以降**、対象の方宛に郵送します。(手続の詳細は11・12ページ)

住居表示実施区域内に「住所」または「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、次ページの書式例を参考にして運転免許証記載事項変更届を作成し、必要書類を添付して、**平成27年9月7日以降**に手続を行ってください。

- 《手続先》 泉警察署または運転免許試験場など ※「関係機関のご案内」(17・18ページ)参照
- 《手続開始》 **平成27年9月7日以降**に行ってください。
- 《受付時間》 月～金曜(祝日・休日・年末年始を除く) ※土・日は手続ができません
 午前8時30分～正午 / 午後1時～午後5時15分
 ※午後5時以降は手続できない場合がありますのでご注意ください
- 《届出用紙》 「運転免許証記載事項変更届」
 ※泉警察署・運転免許試験場の窓口に備え付けてあります
- 《その他》
 - ・ 手数料はかかりません。
 - ・ 代理人が手続する場合は、代理人の名前が確認できる資料をお持ちください。委任状は不要です。
 - ・ 運転免許証に記載されている住所・本籍が現在の住所・本籍と異なる場合や、実施後に転籍をした場合は、住民票(有料)など移転等の経過を証明するものが別途必要です。
 - ・ 本籍欄が空欄または削除となった運転免許証(ICカード免許証)をお持ちの方も、本籍の変更手続は必要となります。

◇運転免許証の変更手続が必要な方

1. 「住所」と「本籍」が住居表示実施区域内にある方

住所と本籍を変更(次のページの①と②の記入が必要です)

- 【手続に必要なもの】
- ・ 通知書(または住居表示変更証明書)
 - ・ 本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)
- ※「本籍更正通知書」は9月7日以降に別途郵送します
 ※住所と本籍を同時に変更する場合は、それぞれの通知書を揃えて同時に手続してください

原本を提示
※返却されます

2. 「住所」のみ住居表示実施区域内にある方(本籍は区域外の方)

住所のみ変更(次のページの②の部分の記入が必要です)

- 【手続に必要なもの】
- ・ 通知書(または住居表示変更証明書)

原本を提示
※返却されます

3. 「本籍」のみ住居表示実施区域内にある方(住所は区域外の方)

本籍のみ変更(次のページの①の部分の記入が必要です)

- 【手続に必要なもの】
- ・ 本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)
- ※「本籍更正通知書」は9月7日以降に別途郵送します
 ※ご家族に該当者がいる場合は、ご案内をお願いします
 ※住所地为管轄する警察署で手続してください

原本を提示
※返却されます

【運転免許証記載事項変更届の書式例】

- 太線の枠内の赤字部分をご記入ください。

運転免許証記載事項変更届（県内用）

神奈川県公安委員会 殿
年 月 日

※ 太線の枠内のみ記入してください。

折り曲げないでください

副署長 課長代理	届出年月日	○年 ○月 ○日	電話	昼間の連絡先(携帯可)
	本人氏名	横浜 住太郎	電話	○○○-○○○○
課長 課長補佐	代理人氏名	続柄()	電話	
	代理人住所			

課員 新しく変わった事項のみ記入してください。

フリガナ	
受付 新氏名	
新本籍 (国籍)	横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番地10.....①
新住所	横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11号.....②
その他 (生年月日) (性別)	

変更事項

氏名

本籍

住所

その他訂正

下枠内は、免許証の登録のとおり全部記入してください。

フリガナ	ヨコハマ ジュウタロウ	男・女	生年月日	大 昭 平	○年 ○月 ○日
氏名	横浜 住太郎				
本籍 (国籍)	※ICカード免許証の方も必ず記入してください。 横浜市 泉区 和泉町 3030番地10				
住所	横浜市 泉区 和泉町 3030番地10				
交付	○年 ○月 ○日 -	○ ○ ○ ○ ○	○年 ○月 ○日まで有効		
免許証 番号	第	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	号	交付公安委員会	
					公安委員会
色別	6. 金	7. 青	8. 緑		

不動産登記の手続

【問合せ先】 不動産の登記先の法務局

※横浜地方法務局戸塚出張所(☎871-3912)など

住居表示実施区域内に住所があり、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する必要があります。

該当する方は、次ページの書式例を参考にして**登記申請書**を作成し、「**通知書**」(または住居表示変更証明書)を添付して**平成27年9月7日以降**に手続を行ってください。※手続は無料

《手続先》 不動産を管轄する法務局(横浜地方法務局戸塚出張所など)

※「関係機関のご案内」(17・18ページ)参照

《手続開始》 **平成27年9月7日以降**

※**手続は、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時に、あわせて行っても構いません。**

《受付時間》 月～金曜(祝日・休日・年末年始の休日を除く) ※**土・日は手続ができません**

午前8時30分～午後5時15分

※登記相談時間は午前9時～正午 / 午後1時～午後5時

相談内容によっては時間がかかることもあります。

午前・午後とも、終了時間30分ほど前までにお越しください。

《必要書類》 ①**不動産登記申請書**

このしおりに同封したものをご利用ください。枚数が不足する場合は、法務局戸塚出張所・泉区役所戸籍課登録担当窓口(2階204窓口)にもあります。同封したもののコピーや、ご自分で同様の書式で作成したものでも構いません。

②**通知書(または住居表示変更証明書)** ※原則として原本提出 ※共有名義の場合は全員分

③**印鑑**

認印可(スタンプ印は不可)

※**現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票などその移転等の経過を証明するものが必要です。**

《その他》 ・所有権、抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続が必要です。

・**同一の登記所(法務局)において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合は、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。**

・申請書は他の書類とともに左とじにしてください。

〈郵送・代理人による手続〉

【郵送による手続】

手続は郵送で行うことができます。

申請書等を入れた封筒のオモテ面に「不動産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局に書留郵便で送付してください。

【代理人による手続】

委任状(便せんでも可)があれば、代理人による手続ができます。右図を参考に作成してください。

【登記完了証】

変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返送することを希望する場合は、返信用封筒に郵便代の切手と簡易書留代の切手(310円)を貼付して、法務局に提出してください。

委任状

代理人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地

氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1. 下記不動産の所有権名義人住所変更手続に関する一切の事項
2. 取下げの場合は、取下げ手続に関する一切の事項

平成〇年〇月〇日

申請人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地

氏名 横浜 住太郎 (印)

(不動産の表示)

1. 土地の表示
横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番10
2. 建物の表示
横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番地10
家屋番号 3030番10

認印可
(スタンプ印は不可)

【不動産登記申請書の記載例】

(土地と建物を同時に変更する場合)

- 赤字部分をご記入ください。
- 申請書に不動産の表示を記載する際は、お手持ちの権利書等をご確認ください。
(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料です)
- 共有名義で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、押印してください。
- 手続の際は、通知書(または住居表示変更証明書)の原本を添付してください。※共有名義の場合は全員分

① 捨て印

印鑑は認印可
(スタンプ印は不可)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成 27 年 9 月 7 日 住居表示実施

変更後の事項 住所 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22 番 11 号 新住所を記入

申請人 住所 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22 番 11 号 新住所を記入
 氏名 横浜 住太郎 ① 連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(代理人 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地
 泉 花子 ①) 代理人による手続の場合

添付書類 通知書または住居表示変更証明書

平成 〇 年 〇 月 〇 日 申請 横浜地方法務局 戸塚 出張所
申請日を記入

登録免許税 登録免許税法第五条第四号により免除

権利書等の記載どおりに正確に記入してください
ただし、所在欄の町名は新町名を記入してください

不動産の表示

【土地の表示】

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	
横浜市泉区和泉中央南四丁目	3030番10	宅地	123	45
新町名を記入	従来の地番			

【建物の表示】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 m ²	
横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番地10	3030番10	居宅	木造瓦葺2階建	1階 56	78
新町名を記入	従来の地番			2階 23	45

よくある質問

【手続について】

Q. 1	「通知書」や「本籍更正通知書」が届いていません。
A.	<ul style="list-style-type: none"> ・通知書 …………… 8月中旬 ・本籍更正通知書 …… 9月中旬 <p>上記の時期に郵送でお届けする予定ですが、しばらくしても手元に届かない場合は、横浜市市民局窓口サービス課住居表示担当（☎ 671-2320）にお問い合わせください。</p>
Q. 2	「通知書」や「本籍更正通知書」のコピーは有効ですか。
A.	<p>手続先によっては、コピーでも良い場合もあります。各手続先にご確認ください。</p> <p>枚数が不足する場合は、泉区役所戸籍課証明発行窓口（2階202窓口）で平成27年9月7日以降、期限なく、無料で発行しますので、<u>必要な枚数をご請求</u>ください。</p>
Q. 3	「通知書」や「本籍更正通知書」の枚数が不足する場合、「住居表示変更証明書」や「土地の名称等の変更証明書」の請求は、郵送でもできますか。
A.	<p>郵送での請求も可能です。用紙に必要事項を記入し、返信用封筒（切手貼付）を同封して横浜市郵送請求事務センター（〒231-8307 中区尾上町1丁目6番地）に郵送してください。</p> <p>詳細は横浜市コールセンター（☎ 664-2525）にお問い合わせください。</p> <p>【記入事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 … 申請者の住所・氏名・電話と、 証明書が必要な方の旧住所・新住所・氏名 ・土地の名称等の変更証明書 … 申請者の住所・氏名・電話と、 証明書が必要な方の住所・氏名・旧本籍・新本籍 <p>※横浜市ホームページから申請書をダウンロードすることも できます。</p> <div style="text-align: right;"> 横浜市 住居表示 検索 </div>
Q. 4	「お知らせ用はがき」が不足する場合、追加してもらえますか。
A.	<p>横浜泉郵便局・横浜中和田郵便局・横浜和泉南郵便局で追加分の受け取りが可能です。</p> <p>※泉区役所戸籍課登録担当（2階204窓口）でも若干数をお預かりしています（在庫について来庁前にご確認ください）</p>
Q. 5	不動産の手続をしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。
A.	<p>法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。</p> <p>横浜地方法務局戸塚出張所（☎ 871-3912）へ直接お問い合わせいただくこともできます。</p> <div style="text-align: right;"> 法務局 管轄 検索 </div>
Q. 6	転籍して本籍と住所の表示を合わせることができますか。
A.	<p>これまで住所と本籍の表示（番地の部分）が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となります。このため、転籍により、「街区番号（○番）」まで住所に合わせることができますので、<u>希望される方は泉区役所戸籍課戸籍担当（2階201窓口）へお越しください。</u> （住所と本籍の表し方については、5ページを参照してください。）</p> <p>なお、転籍の手続には、戸籍の筆頭者及び配偶者それぞれの署名・押印が必要です。</p> <p>また、転籍をすると、運転免許証などの変更手続の際、別途郵送する「<u>本籍更正通知書</u>」（または「<u>土地の名称等の変更証明書</u>」）の他に、転籍したことがわかる証明書（本籍地の記載されている住民票など ※有料）が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>転籍の手続についての詳細は横浜市コールセンター（☎664-2525）または泉区役所戸籍課戸籍担当（☎800-2341）にお問い合わせください。</p>

Q. 7	今後、建物を建て替える場合に必要な手続はありますか。
A.	同じ敷地であっても、建て替える場合は泉区役所戸籍課登録担当(2階204窓口)で付番申請(「建築物異動届」の提出)が必要です。

【制度について】

Q. 8	なぜ、住所と本籍・不動産(土地)の表示が異なるのですか。
A.	<p>これまで、地番(土地を管理するために付けられた番号)を用いて住所や本籍を表していたため、住所・本籍・不動産(土地)の表示は同じでした。</p> <p>和泉町では、住居表示実施により住所を新しく付け替え、町名が変更されますが、地番自体は変更されません。そのため、住居表示を用いた住所と地番を用いた本籍・不動産(土地)が異なる表示となります。</p> <p>(住所・本籍・不動産(土地)の表示の具体例は5ページを参照してください。)</p>

Q. 9	住所の街区番号と住居番号はどのように決まるのですか。
A.	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 町界の変更と新町名 【例】和泉中央南四丁目</p> <p>町の境界を道路・河川・鉄道などに沿ったものに改め、分かりやすくします。</p> <p>また、大きすぎる町は適切な大きさとなるように分割し、新しい町名をつけます。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>② 街区番号 【例】和泉中央南四丁目22番</p> <p>その町の中で道路などで囲まれた区画(街区)に連続して番号(街区番号)を振ります。</p> </div> <div style="width: 45%;"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 住居番号 【例】和泉中央南四丁目22番11号</p> <p>街区の周囲を一定間隔に区切り、起点を定めて連続した番号(基礎番号)を振ります。</p> <p>出入口がどの基礎番号に出るかによって、その建物の番号(住居番号)を決めます。</p> </div> </div>

関係機関のご案内

住居表示全般に関すること

■横浜市役所 市民局窓口サービス課 住居表示担当

☎ 671-2320 FAX 664-5295
Eメール sh-juukyo@city.yokohama.jp
〒231-0017 中区港町1丁目1番地

■横浜西年金事務所

地図2

☎ 820-6655
〒244-8580 戸塚区川上町87番地1
ウエルストーン1ビル2階
JR横須賀線「東戸塚駅」西口徒歩2分

■運転免許試験場

地図3

☎ 365-3111
〒241-0815 旭区中尾二丁目3番1号
相鉄線「二俣川駅」
バス(5分): 1番乗り場、「運転免許試験場」下車
または駅北口から徒歩15分

各種手続に関すること

地図1

■泉区役所

☎ 800-2323(代表)
〒245-0016 泉区和泉町4636番地2

- ・戸籍課戸籍担当(2階201窓口)
☎ 800-2341
- ・戸籍課登録担当(2階204窓口)
☎ 800-2345
- ・保険年金課保険係(2階205窓口)
☎ 800-2425~2427
- ・保険年金課国民年金係(2階207窓口)
☎ 800-2421~2422

■泉警察署

☎ 805-0110(代表)
〒245-0016 泉区和泉町5867番地26

■日本郵便株式会社 横浜泉郵便局

☎ 805-4888(代表)
〒245-8799 泉区和泉町4259番地3

■関東運輸局神奈川運輸支局

地図4

☎ 050-5540-2035(音声)
〒224-0053 都筑区池辺町3540番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(25分): 2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

■軽自動車検査協会神奈川事務所

☎ 050-3816-3118
〒224-0053 都筑区池辺町3914番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(30分): 2番乗り場(市03)、「池辺」下車

■神奈川県軽自動車協会

☎ 931-4290
〒224-0053 都筑区池辺町3575番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(25分): 2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

■横浜地方法務局戸塚出張所

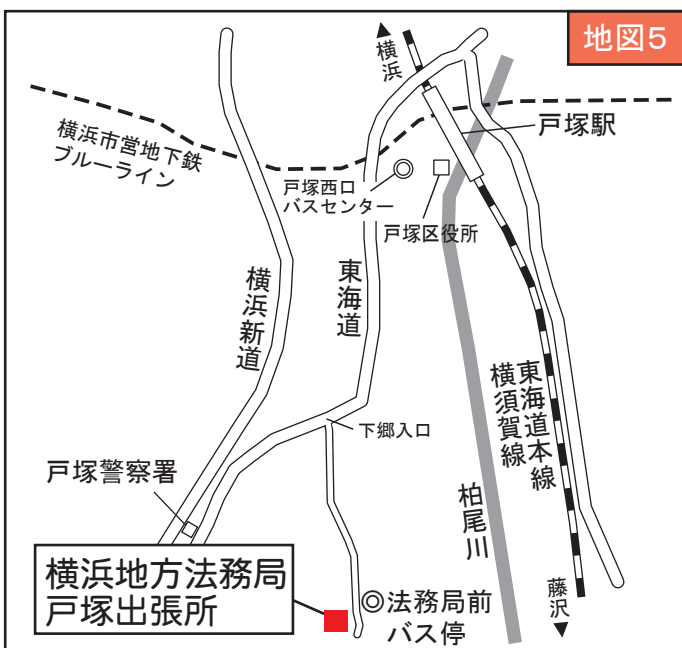
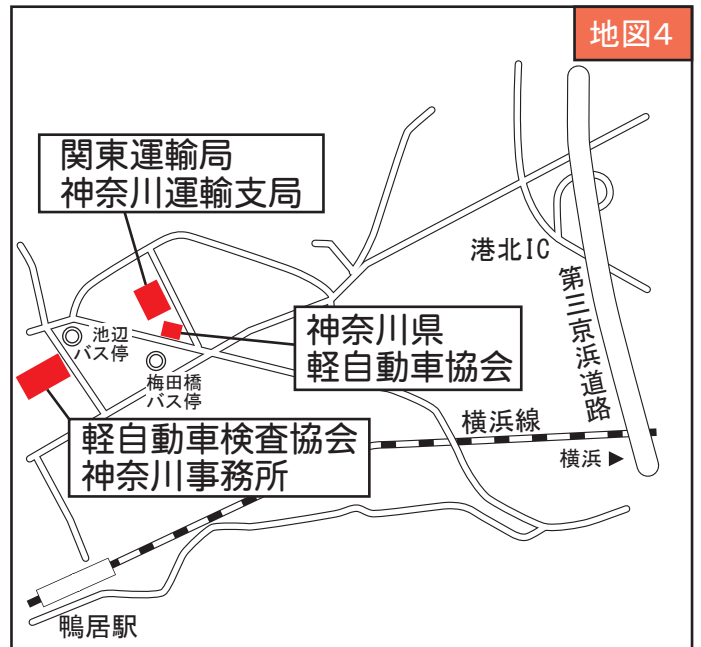
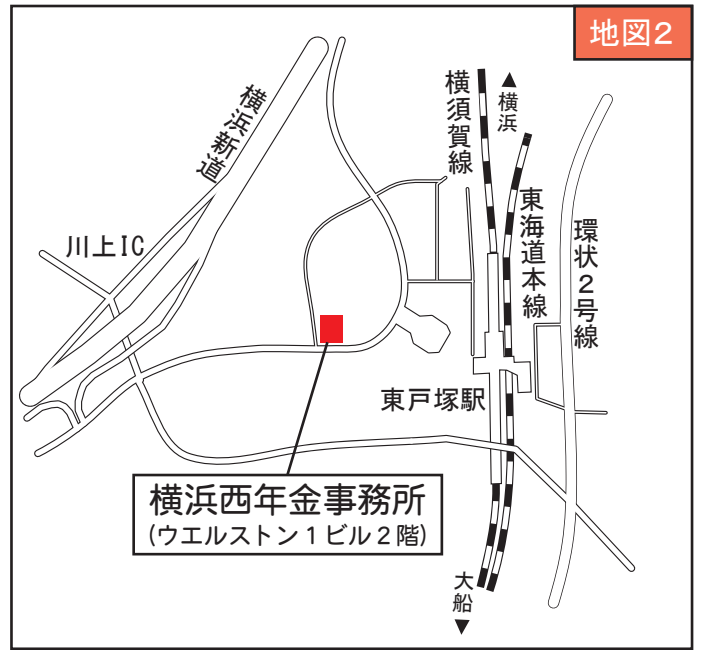
地図5

☎ 871-3912
〒244-0003 戸塚区戸塚町2833番地
JR・市営地下鉄「戸塚駅」
バス(5分): 戸塚西口バスセンター5番乗り場、「法務局前」下車

■横浜地方法務局法人登記部門

地図6

☎ 641-7461(代表)
〒231-8411 中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎6階
みなとみらい線「馬車道駅」徒歩1分
JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩7分





横浜市